



生涯研修制度のさらなる展開を期待

公益社団法人薬剤師認定制度認証機構 代表理事 吉田 武美

平成4年医療法改正により薬剤師が医療人としての新たな一步を踏み出してから4半世紀となり、薬剤師を取り巻く環境も法改正を重ねながら変化しつつ、薬の専門職としての立ち位置を確かにしている。また、薬学6年制教育での薬学教育モデル・コアカリキュラムによる病院と薬局における実務実習では、医療現場薬剤師による教育指導が重要となっている。薬剤師は、平成26年の薬剤師法の改正により、情報提供の義務と薬学的知見に基づく指導義務が求められている。さらに、平成28年2月の中央社会保険医療協議会の答申によるかかりつけ薬剤師指導料の設定は、薬剤師の生涯学習による自己研鑽への高い評価によるものであろう。一方、健康サポート薬局制度は、薬剤師がより地域社会に根差して、患者や生活者への社会的貢献を望んでいる。薬学・薬剤師教育が、基礎から応用まで医薬品や化学物質関連、環境衛生などの衛生薬学と極めて幅広いものである背景は、まさに薬剤師に求められている薬の適正使用、国民の健康の維持増進、未病への対応など多方面の要請に沿うものである。

この度神奈川県薬剤師会による各種の生涯研修制度を発展的に展開することで、当認証機構の認証を受けられたことは誠に喜ばしいことで、これまで醸成されてきた独自の認定制度が全国的な適用となることから、さらなる展開に期待する。本制度から輩出される認定薬剤師は、かかりつけ薬剤師が満たすべき要件の一つであり、自己研鑽の証と言える。

薬剤師の生涯学習は、急速に展開する医療や薬物療法の理解を進めるとともに、薬の安全性を担保することであり、自らの資質・特質の再構築による実績づくりが目標であり、単に資格や称号の取得ではない。専門職としての能力、適性ともにその機能向上に努め、専門職倫理に則り、あらゆる場面で適切に評価し、正しい判断により最善の行動ができる実践力を高めることにあり、社会に対する責任行為である。

薬剤師に求められる社会貢献は、医療の担い手として、巷(街)の科学者(化学者)として、災害等いざというときの危機管理に対応して、医薬品と人間・社会との調整役として、超高齢社会への多岐にわたる業務にある。

医療人である薬剤師は、生涯にわたる自己研鑽による職能向上に努め、患者や身近な生活者から信頼され、求められることが社会的責務であることは言うまでもない。

貴薬剤師会の益々の発展と生涯研修制度のさらなる充実と展開を期待する。